松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 令和5年8月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、蓄電池設備等に係る基準及び固体燃料を使用する火気設備等の離隔距離の基準を整備するため。

松戸市火災予防条例の一部を改正する条例

松戸市火災予防条例(昭和48年松戸市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部 分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等 の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

(変電設備)

ット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以 下同じ。) の位置、構造及び管理は、次の各号に 掲げる基準によらなければならない。

(1)~(3) (略)

(3の2) キュービクル式のものにあつては、建築 物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障 のない距離を保つこと。

(3の3)~(10) (略)

2 · 3 (略)

(急速充電設備)

第13条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変)第13条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変 圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動 車等(道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第 10号に規定する原動機付自転車をいう。第12 号において同じ。)をいう。以下この条において 同じ。) に充電する設備(全出力20キロワット以 下のもの及び全出力200キロワットを超えるもの を除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及 び管理は、次に掲げる基準によらなければならな 110

(1)~(3) (略)

改正後

(変電設備)

第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワ)第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワ ット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以 下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に 掲げる基準によらなければならない。

(1)~(3) (略)

(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び 整備に支障のない距離を保つこと。

(3の3)~(10) (略)

2 · 3 (略)

(急速充電設備)

圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動 車等(道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第 10号に規定する原動機付自転車をいう。第12 号において同じ。)をいう。以下この条において 同じ。) に充電する設備(全出力20キロワット以 下のもの及び全出力200キロワットを超えるもの を除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及 び管理は、次に掲げる基準によらなければならな 110

(1)~(3) (略)

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

 $(5)\sim(18)$ (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第15条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電)第15条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット 槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満 のものを除く。以下同じ。) の電槽は、耐酸性の 床上又は台上に、転倒しないように設けなければ ならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上 又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としない ことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄 の措置を講じたキュービクル式のものとしなけれ ばならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電 池設備の位置、構造及び管理の基準については、 第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第 5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条 第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、 火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げ るものを設置しようとする者は、あらかじめ、そ の旨を消防長又は消防署長に届け出なければなら

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずる こと。

(5)~(18) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を 超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設 備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準 (令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるもの を除く。以下同じ。) は、地震等により容易に転 倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。 この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたもの にあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上 に設けなければならない。

(略)

- 電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用 のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止 措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長 又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構 造を有するキュービクル式のものを除く。)にあ つては、建築物から3メートル以上の距離を保たな ければならない。ただし、不燃材料で造り、又は 覆われた外壁で開口部のないものに面するとき は、この限りでない。
- 池設備の位置、構造及び管理の基準については、 第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第 5号、第6号及び第9号並びに第13条の2第1 項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げ るものを設置しようとする者は、あらかじめ、そ の旨を消防長又は消防署長に届け出なければなら

ない。 (1)~(12) (略) (13) 蓄電池設備 (14) · (15) (略)

別表第1(第3条-第5条、第7条-第10条、第 別表第1(第3条-第5条、第7条-第10条、第 11条の2、第20条―第24条関係) 11条の2、第20条―第24条関係)

対象火気設備等又は 対象火気器具等の種		離隔距離 (cm)					
別							
	入	上	側	前	後	備考	
	カ	方	方	方	方		
(略)							
厨気(略)						注:機器	
房体						本体	
設燃						上方	
備料						の側	
						方又	
						は後	
						方の	
						離隔	
						距離	
						を示	
						す。	
上記に分類(略)						
されないも	H						
0							
(略)							
備考 (略)				7011XXXX			

ない。

(1)~(12) (略)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以 下のものを除く。)

(14) · (15) (略)

対象火気設備等又は		離隔距離 (cm)					
対象火気器具等の種							
別	-		/Dul				
	入	上	側	前	後	備考	
(m&)	力	方	方	方	方		
(略)						>> 146.00	
厨気 (略)						注:機器	
房体						本体	
設燃						上方	
備料						の側	
固不木炭炭	6-5	100	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	方 又	
体燃を燃火						は後	
燃以料と焼						方の	
料外するき						離隔	
もの器						距離	
不木 炭炭		80	30	_	30	を示	
燃を燃火						す。	
料と焼							
するき							
もの器							
上記に分類(略)						
されないも							
の							
(略)							
備考 (略)		-					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電 設備及びこの条例による改正後の松戸市火災予防条例(以下「新条例」という。)第15条第1項に規 定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」 という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2 (新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条 第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定に かかわらず、従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。